住宅借入金等特別控除の入力編

※　画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1　住宅借入金等特別控除画面の表示

新たに家屋を新築した場合の住宅借入金等特別控除の入力方法を説明します。

住宅借入金等特別控除を入力する画面の表示方法は、「入力方法選択」画面において「給与・年金の方」を選択した場合と「左記以外の所得のある方」を選択した場合で異なります。

【給与・年金の方】を選択した場合

「収入・所得金額の入力」画面、「所得控除の入力」画面で収入及び所得控除等の内容を入力した後、「入力終了（次へ）＞」ボタンをクリックします。

次に「税額控除の入力」画面へ移動し、住宅借入金等特別控除の入力を行います。

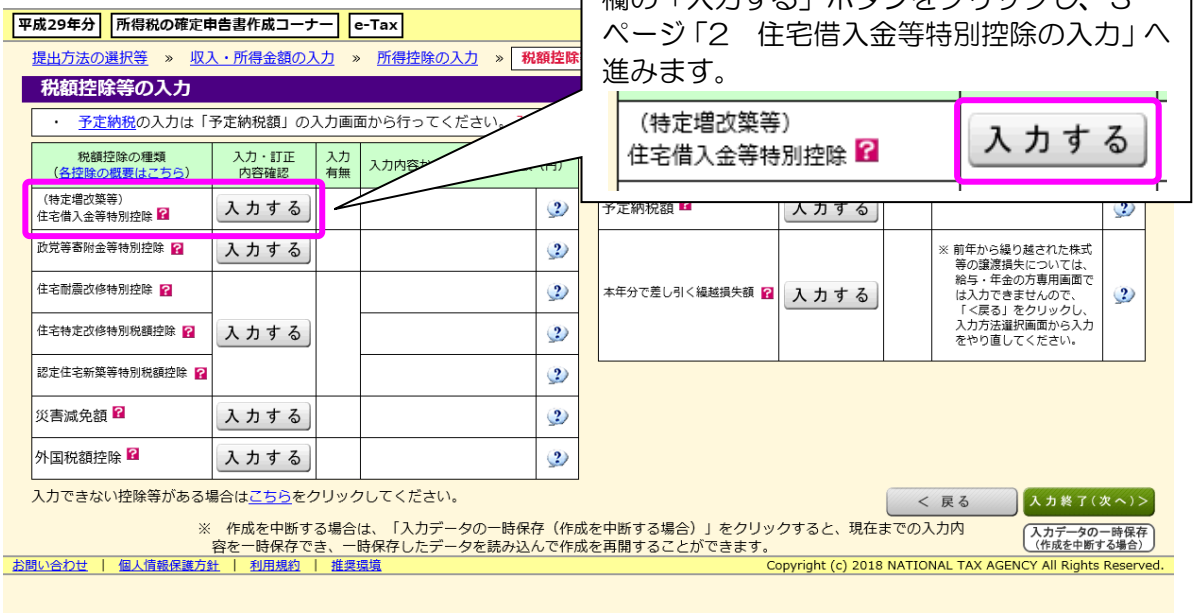

「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」欄の「入力する」ボタンをクリックし、３ページ「2　住宅借入金等特別控除の入力」へ進みます。

【左記以外の所得のある方】を選択した場合

「収入金額・所得金額の入力」画面及び「所得控除の入力」画面での入力を終えた後、「税額控除・その他の項目の入力」画面へ移動して、住宅借入金等特別控除の入力を行います。

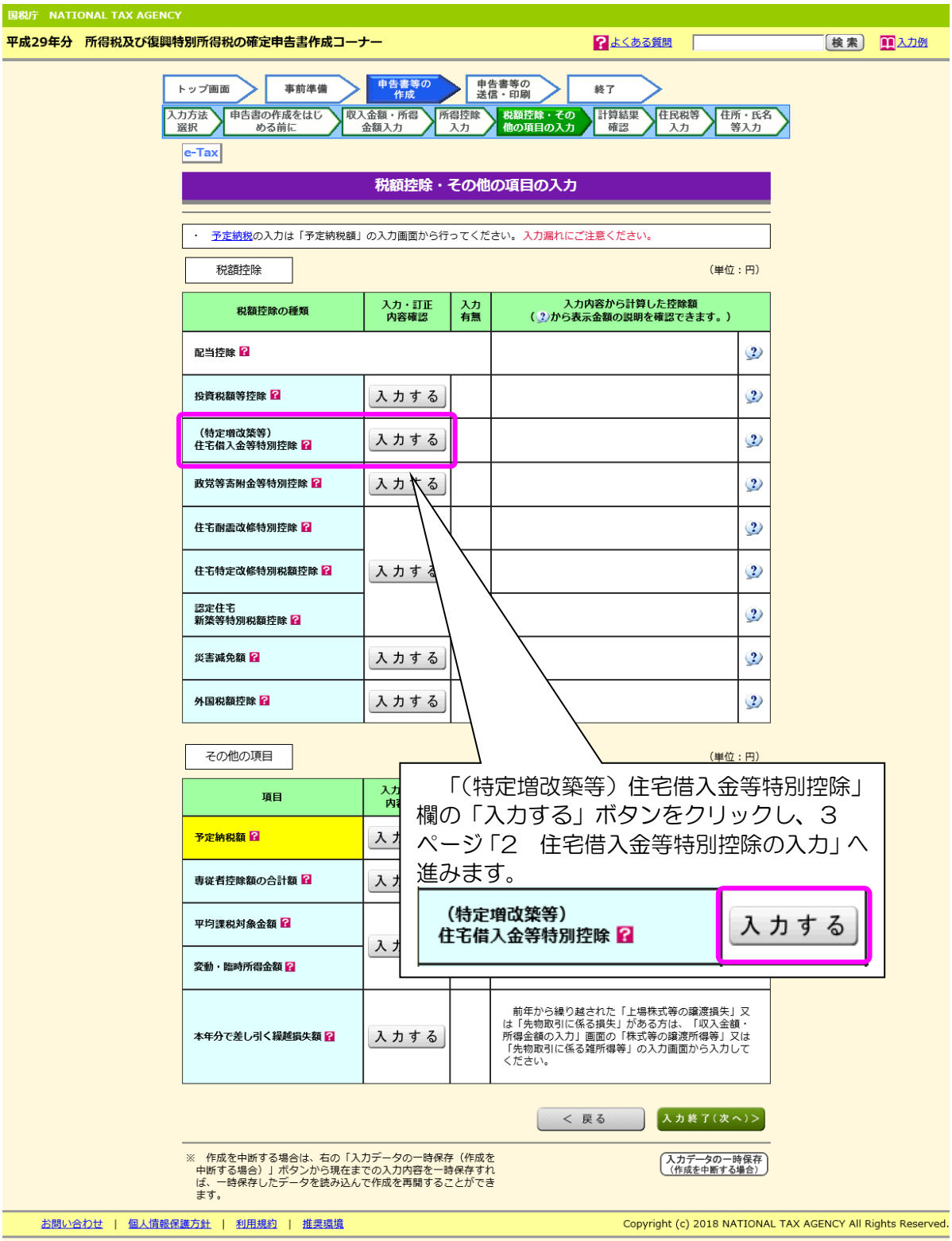

2　住宅借入金等特別控除の入力

2.1　新築等区分の選択

①　当てはまる項目を選択します。

　例えば、新たに家屋を新築した場合、「住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した」を選択します。

　次ページ以降はこの選択に沿って説明しますが、他の項目を選択した場合の入力方法もこれに準拠します。

②　実際に居住を開始した日を入力します。

③　「次へ進む」ボタンをクリックし、次画面（4ページ「2.2　住宅や土地についての質問」）へ進みます。

～「控除額の計算が済んでいる場合」を選択した方～

　①において、「控除額の計算が済んでいる」を選択した方は、「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を書面等で別途作成した後、金額等を入力してください。

　なお、計算明細書は、申告書と併せて提出してください。

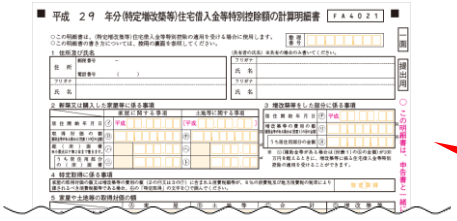

2.2　住宅や土地についての質問

① 質問に対する回答を「はい」又は「いいえ」でお答えください。

② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、５ページ「2.3　必要書類と適用要件の確認」へ進みます。

2.3　必要書類と適用要件の確認

① 入力に必要な書類を用意し、適用要件の確認をしてください。

② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、6ページ「2.4 金額や面積の入力」へ進みます。

2.4　金額や面積の入力

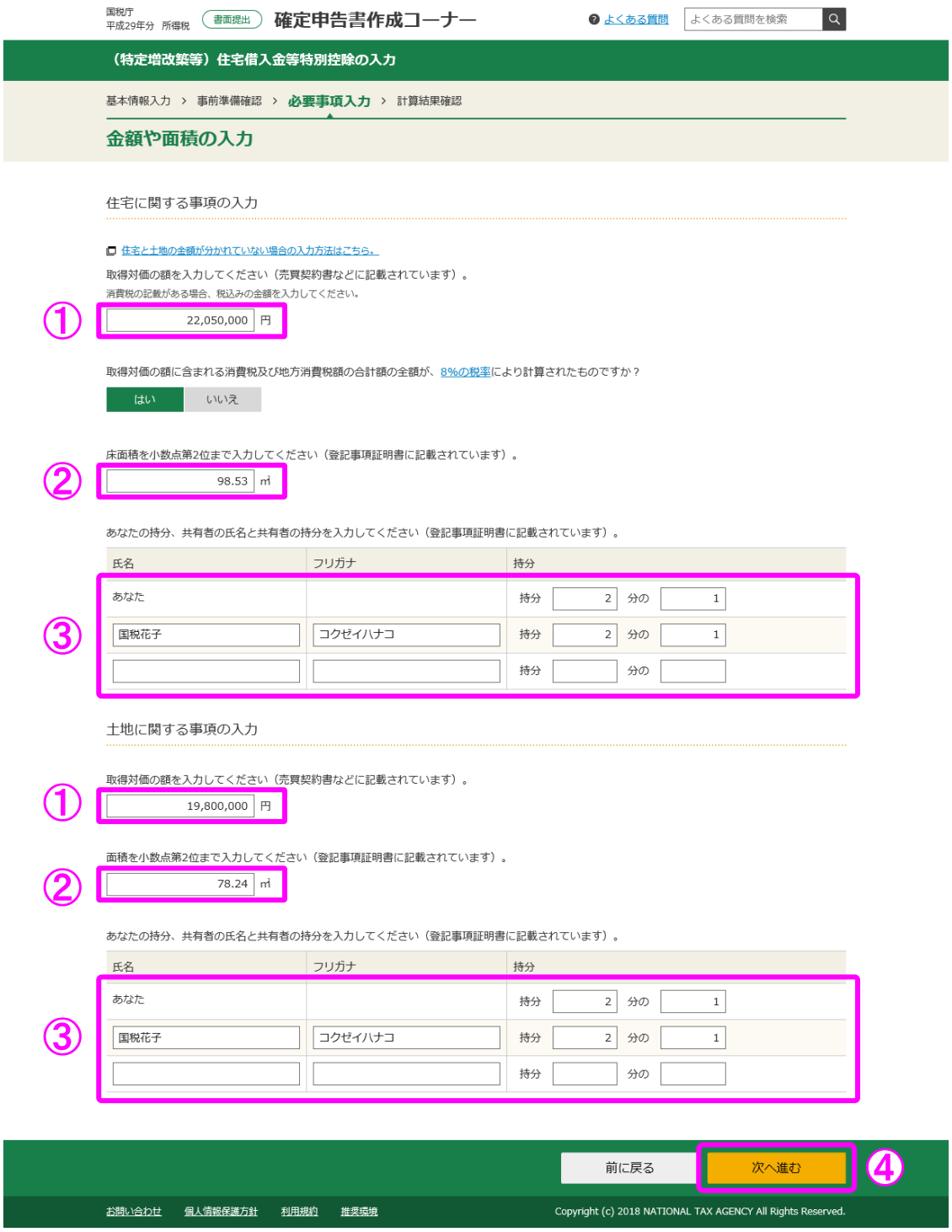

① 売買契約書や工事請負契約書に記載された消費税込の金額を家屋及び土地の取得対価の欄にそれぞれ入力します。

② 登記事項証明書に記載された家屋及び土地の床面積を入力します。マンションの場合は、区分所有として登記事項証明書に記載された面積を入力します。

③ 登記事項証明書に記載された家屋及び土地のあなたの持分、共有者の氏名と持分をそれぞれ入力します。

④ 「次へ進む」ボタンをクリックすると、7ページ「2.5　補助金等の入力」へ進みます。

2.5　補助金等の入力

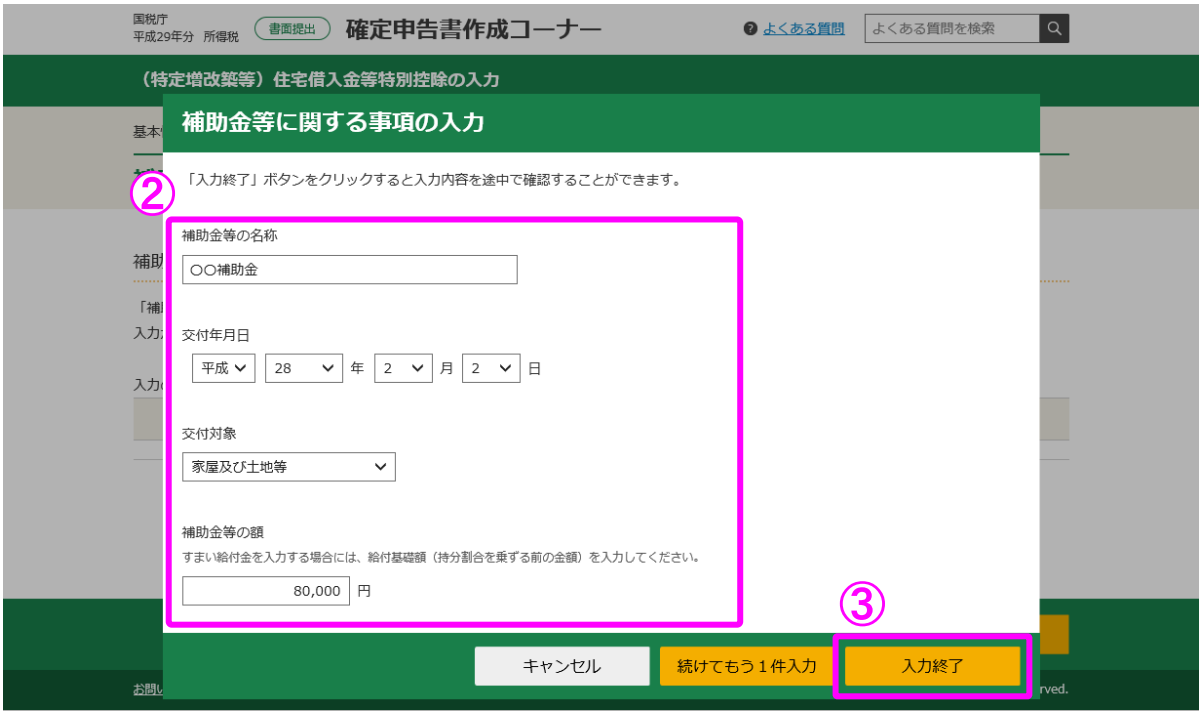

① 「補助金等に関する事項を入力する」ボタンをクリックし、補助金等に関する事項の入力を行います。

② 補助金等の内訳を入力します。

③ 「入力終了」ボタンをクリックすると、「補助金の入力」画面に戻りますので、「次へ進む」ボタンをクリックし、８ページ「2.6 贈与を受けた金額の入力」へ進みます。

2.6　贈与を受けた金額の入力

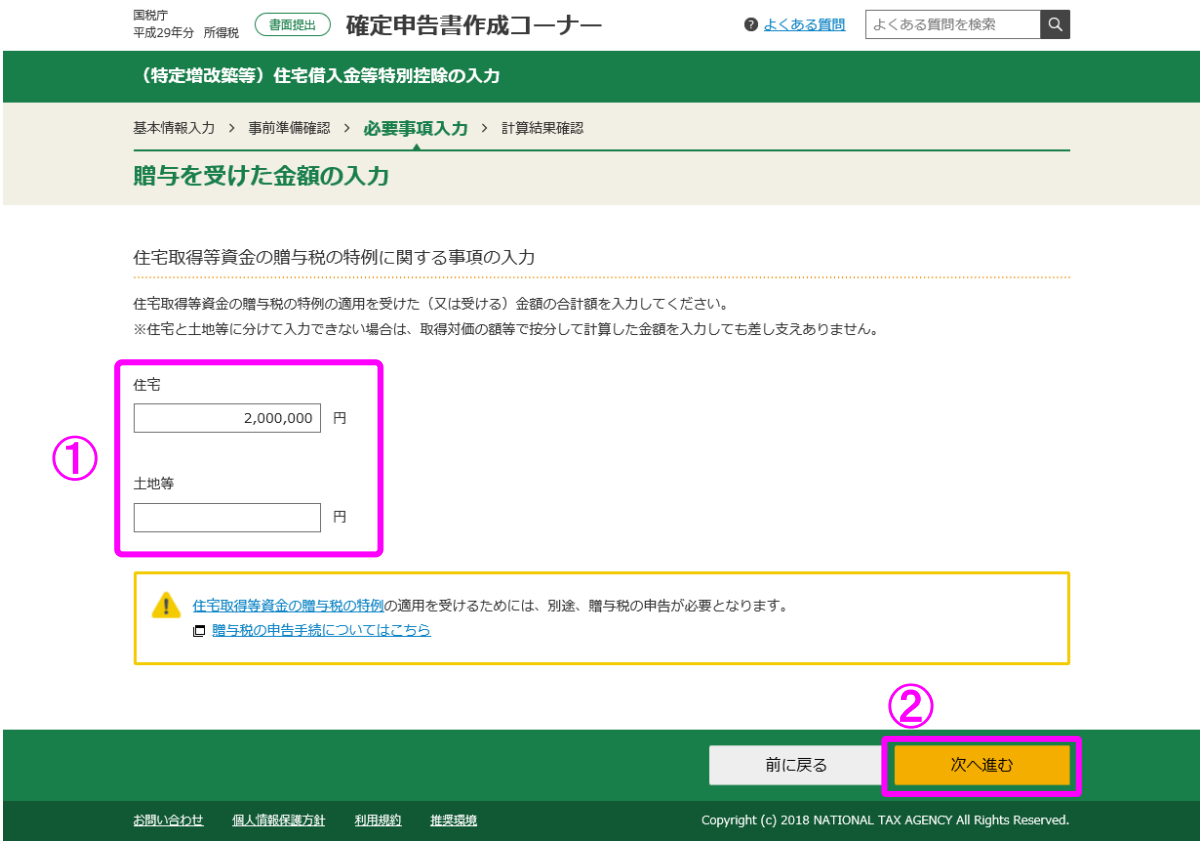

① 住宅取得等資金の贈与税の特例の適用を受けた（又は受ける）金額の合計額を入力します。

② 「次へ進む」ボタンをクリックすると、9ページ「2.7　年末残高の入力」へ進みます。

2.7　年末残高の入力

「年末残高証明書を入力する」ボタンをクリックし、年末残高証明書の入力を行います。

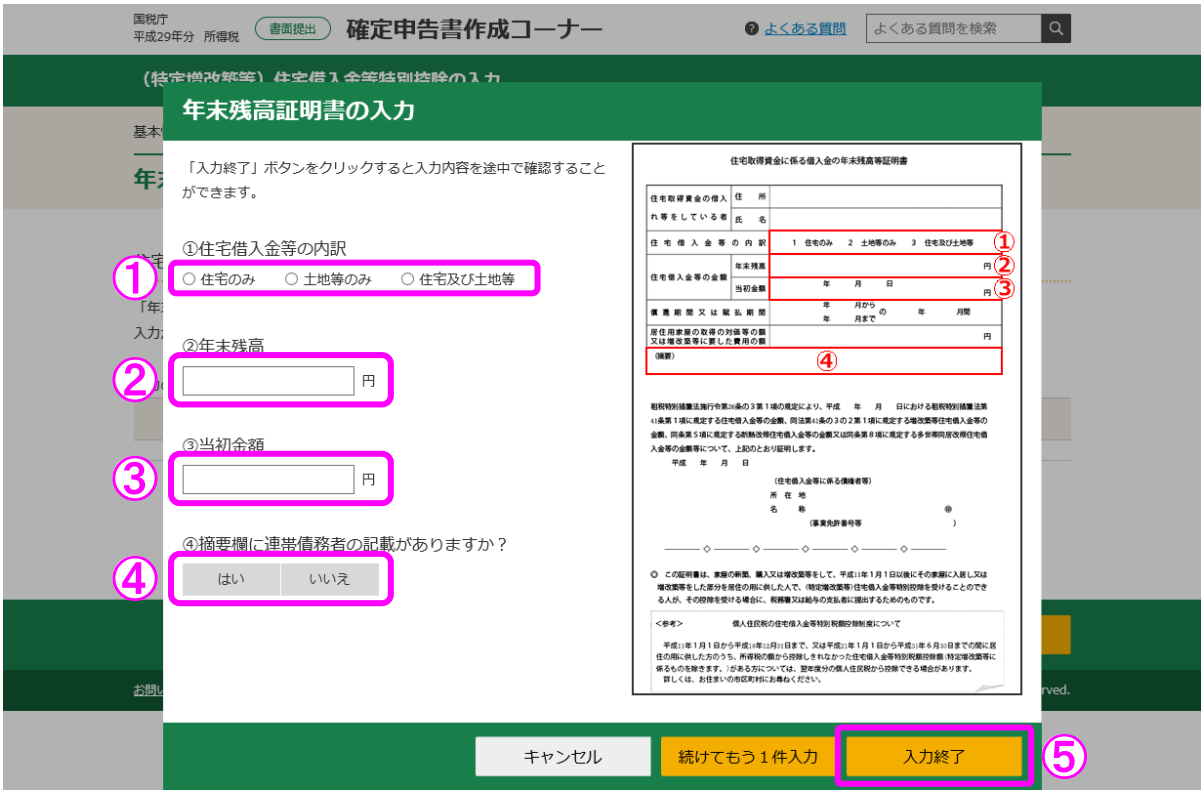

① 金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の「住宅借入金等の内訳」欄に記載された内容と同じ項目を選択します。

② 「年末残高」欄に記載された金額を入力します。

③ 「当初金額」欄に記載された金額を入力します。

④ 「(摘要)」欄に連帯債務者の氏名の記載がある場合には「はい」を選択し、記載がない場合には「いいえ」を選択してください。

⑤ 「入力終了」ボタンをクリックすると、「年末残高の入力」画面に戻ります。

⑥ ④で「はい」を選択された方は、「次へ進む」ボタンをクリックすると、11 ページ「2.8 連帯債務の入力」へ進みます。

⑦ ④で「いいえ」を選択された方は、「次へ進む」ボタンをクリックすると、12 ページ「2.9 適用する控除の選択」へ進みます。

2.8　連帯債務の入力

詳細を入力し、「次へ進む」ボタンをクリックすると、12 ページ「2.9　適用する控除の選択」へ進みます。

2.9　適用する控除の選択

① 適用可能な控除が表示されますので、適用する控除を選択します（事例では「住宅借入金等特別控除」を選択しています。）。

② 「次へ進む」ボタンをクリックし、13 ページ「2.10　入力内容確認」へ進みます。

2.10　入力内容確認

① 入力した内容が表示されるので、誤りが無いか確認します。

② 入力した内容を訂正する場合は「入力した内容を訂正」ボタンをクリックします。

③ 入力した内容を削除する場合は「入力した内容を削除」ボタンをクリックします。

④ 入力した内容でよろしければ「次へ進む」ボタンをクリックします。
「次へ進む」ボタンをクリックすると、１ページにおける【給与・年金の方】を選択した場合は「税額控除等の入力」画面へ、【左記以外の所得のある方】を選択した場合は「税額控除・その他の項目の入力」画面へ戻ります。